

愛知学院大学薬学部の進級・卒業要領 (平成27年度以降入学者用)

1. 目的

本要領は、愛知学院大学学則第8条・第31条・第34条・第38条及び愛知学院大学薬学部履修要領第9条第1号の規定にもとづき、薬学部学生の進級及び卒業に関することを定める。

2. 進級要件

(1) 薬学部各学年で修得すべき単位のうち、以下に定めた単位数に満たない場合は進級できない。ただし、各学年で開講される実習科目(選択科目を除く)、演習科目(教養教育科目の語学系科目は除く)及び体育系科目については、不合格科目が1科目でもある場合は進級できない。

1) 1年次から2年次への進級時

①教養教育科目：1年次における必要修得単位数46単位中42単位

ただし、修得単位数が42単位あっても以下の場合には進級できない。

i) 必修科目が3科目以上不合格

ii) 薬学基礎系科目及び実習科目の必要修得単位数24単位中20単位未滿

②専門教育科目：1年次における必要修得単位数6単位中5単位

2) 2年次から3年次への進級時

専門教育科目：1～2年次における必要修得単位数36単位中31単位

3) 3年次から4年次への進級時

専門教育科目：1～3年次における必要修得単位数の合計64単位中59単位

4) 4年次から5年次への進級時

専門教育科目：1～4年次における必要修得単位数の合計88単位中88単位

5) 5年次から6年次への進級時

専門教育科目：1～5年次における必要修得単位数の合計109単位中109単位

(2) 進級不可により留年した場合は、当該学年の試験に合格した科目の単位は有効とする。

3. 卒業要件

所定の期間在学し、教養教育科目46単位以上、専門教育科目140単位以上、合計186単位以上を修得した者に対して卒業資格を認定し、学士(薬学)の学位を授与する。

4. 進級及び卒業判定

進級及び卒業判定は、薬学部教授会にて行う。

5. 在学期間

(1) 進級不可及び卒業不可によって薬学部の同一学年に在学できる期間は、2年以内とし、在学期間が2年を超える場合には、学則第34条第3項第2号の規定により、成業の見込みがないものとして退学とする。ただし、休学により留年した場合はこの年数に含めない。

(2) 通算して薬学部(6年制)に在籍できる期間は12年までとする。

(3) 通算して休学できる期間は6年までとする。

6. 本要領の改廃

本要領の改廃は、薬学部教授会で行う。

ただし、1年次から2年次への進級に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附則 本要領は、平成18年4月1日から施行する。

本要領は、平成20年4月1日から改正施行する。

本要領は、平成21年4月1日から改正施行する。(平成21年度入学者から適用する。)

本要領は、平成23年4月1日から改正施行する。(平成23年度入学者から適用する。)

本要領は、平成25年4月1日から改正施行する。(平成25年度入学者から適用する。)

本要領は、平成27年4月1日から改正施行する。(平成27年度入学者から適用する。)